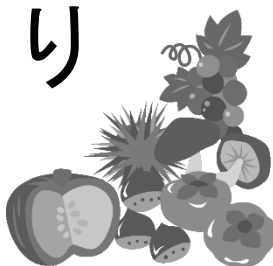


# 青申だより

平成 30 年 10 月 1 日発行

VOL. 132

<http://www.onomichi-aoshin.jp/>



尾道地区会	☎0848-37-9594 ☎0848-37-9591
因島地区会	☎0845-22-2211 ☎0845-22-6033
世羅郡地区会	☎0847-22-0529 ☎0847-22-3415
御調町地区会	☎0848-76-0282 ☎0848-76-2118
瀬戸田地区会	☎0845-27-2008 ☎0845-27-3518

## ※中小企業基盤整備機構より感謝状の授与※

この度、小規模企業共済の加入促進運動において、加入促進に貢献したとして、中小企業行基盤整備機構中国本部より 8 月 2 日に感謝状を授与されました。



### <小規模企業共済とは>

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる『**経営者の退職金**』です  
掛金は**全額**「小規模企業共済等掛金控除」として、**控除の対象**になります

- ※掛金は月額 1,000 円～70,000 円で自由に設定可能
- ※共済金を一括で受取ると「退職所得扱い」になり掛けた年数に応じて控除額が増える(廃業した場合)
- ※納付した掛金の範囲内で事業資金等の貸付も可能  
他にもおトクな制度がたくさんあります  
詳しくは裏面の案内をご確認下さいませ

## ※年末調整受付のお知らせ※

年末調整は給付所得者の確定申告にあたる大事な手続きです。正しく期限内に報告納税を済ませましょう。  
12 月支払い分の給与が確定次第、お早めにお越しください。

**※納付税額がない場合も納付書の提出が必要になります!!**

**【納付期限】平成 31 年 1 月 10 日(木)** 但し納期の特例届出事業者は **1 月 21 日(月)**

(※午後より合同研修会のため、午前中のみ受付)

### 《必要な書類》

- ① 所得税源泉徴収簿  
(受給者の方の住所・氏名・生年月日と支給額の集計をお願いします。)
- ② 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ③ 給与所得者の保険料・配偶者特別控除申告書
- ④ 給与支払報告書(個人明細書・総括表)市役所から送付
- ⑤ 源泉所得税の納付書(事務局に予備はありません)及び、7月に納付した領収済通知書の控え
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 給与所得者・配偶者・扶養家族のマイナンバー

※受付<< **12月28日(金)午前中**まで及び来年**1月7日(月)~1月21日(月)**です>>

※なお、手数料として受給者一人あたり 1,000 円頂きますのでご了承下さい。



## 【講演会のご案内】

今年度も、当会は(公社)尾道法人会と共催し、講演会を行うこととなりました。  
先着50名様までのお申し込みです。

詳しい内容は別紙にてご案内いたしております。参加ご希望の方は、そちらの申込用紙にご記入いただき、尾道青色申告会までお申し込み下さいませ。

なお、☎0848-37-9594でも受付いたしております。

＊日時：11月7日(水)

＊時間：開場 18時 開演 18時30分～

＊会場：しまなみ交流館

＊入場料は無料(ただし入場整理券が必要です)



### 《これからの無料相談コーナー》

11月22日(木)

12月19日(水)

1月16日(水)

午前10時～午後4時

予約制になります。

【相続税・贈与税・譲渡などある方は、  
ぜひご相談下さい】

### ❖ マイナンバー及び本人確認書類の提出について ❖

平成29年度確定申告につきましてはマイナンバー提出のご協力をありがとうございました。  
下記の対象者の方は、当会で H30年度 年末調整及び確定申告の折、ご提出 くださいます様お願いいたします。

※申告される方は「本人確認書類」が必要となります

- ① マイナンバー提出がまだの方  
(申告者本人・専従者・扶養の方)
- ② 申告者ご本人の本人確認書類の有効期限が切れている方

ご不明な方は、事務局までご連絡下さい。

☎37-9594

### 《お知らせ》

年末調整・確定申告関係の再発行のつきましては、一税目一年分につき300円(税込)の手数料をいただいております。

何とぞ、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 【尾道税務署からのお知らせ】

この度の豪雨により被災された方には、税制上の措置(手続き)などがあります。  
詳しい内容は別紙により案内しておりますので、ご確認下さい。

税務署窓口でのご相談は、事前予約をお願いします。

面接相談を希望される方は、電話で事前に相談日時等を予約(お名前、ご住所、ご相談内容等)していただいた上で、個別に相談をお受けしています。

【所得税、消費税】 毎週月・木曜日

【相続税、贈与税、譲渡所得】 毎月第1・3月曜日

【源泉所得税、年末調整】 毎週水曜日

※相談日当日が休日の場合は、翌開庁日が相談日となります。

尾道税務署 ・ 0848-22-2131



# 消費税軽減税率制度説明会のご案内

＊平成31年10月から導入されます＊  
飲食料品の取り扱い(売上)がない場合や免税事業者の場合も  
軽減税率制度への対応が必要です。

税務署の職員を講師に迎え、下記のとおり勉強会を開催させていただきます。  
この機会に消費税の軽減税率制度に関する不安や疑問を解決しておきませんか。  
受講をご希望される方につきましては、尾道青色申告会事務局へお電話にてお申込み  
下さいませ。

- ◆日 時 平成30年10月24日(水)
- ◆時 間 13:30～15:00(受付開始 13:00)
- ◆場 所 尾道市総合福祉センター(2階会議室)  
尾道市門田町22番5号
- ◆申込期限 平成30年10月18日(木)  
※受講料は無料です



## ☆フルーリターンAをお使いの皆さま☆

- ・使い方がわからない・日々の入力に困っている
- ・入力はできているが不安がある
- ・10万円以上の資産(減価償却の対象)を購入した
- ・事業用の車を買換えした・店舗を改装した  
など、申告時にスムーズにお手続きができるよう、ご説明させていただきます。  
申告時期のご説明や確認につきましては、  
**別途料金を頂く場合**がございますので、お早めに  
相談くださいませ  
(年内のご相談は無料です)

## ☆毎月の記帳を代行いたします☆

- パソコンが苦手な方、売掛金・買掛金などの処理の仕方がわからない方、10月現在までの帳簿を全くつけていない方・・・などなど  
**確定申告時の経理作業を削減しませんか？**
- ◆基本料金は月額1万円  
(※決算時は別途決算料をいただきます)
  - ◆現金出納帳の記帳のみで、毎月の月次試算表等をおつくりします  
※詳しい内容は事務局までご相談下さいませ

## ＊2019年版 青色申告会員必携 予約承り中＊

税制改正のポイントのほかに、青色申告制度の基本から税金の申告・納付まで、知りたいと思うことを手軽に調べられるよう編集しています。

■青色申告会員価格：400円(税込) ※見本は事務局に置いてあります。

お問い合わせは、青色申告会事務局まで。 ☎0848-37-9594

### ※消費税の試算いたします※

本則課税の場合の消費税納付税額(予測額)と簡易課税の場合の消費税納付税額(予測額)の計算サービスを行っています。

前もって税金額を予測しておけば、それだけ資金準備、節税対策などの対策を多く練る事が出来ます。  
本則課税と簡易課税ではどちらが税額的に有利なのかの判断材料としてもお使い頂けますので、ぜひご相談ください。

### ※減価償却計算サービス※

本年中に、車両等の買換えや追加修正事項がございましたら、お問合せ下さい。

減価償却の計算サービスを行っています。

※ただし、当会に昨年分の確定申告書を提出されていない方につきましては、計算の元となる資産内容が不明のため、減価償却の計算サービスができませんのでご了承ください。

### ☆一円玉募金と使用済み切手について☆

女性部では、一円玉募金と使用済み切手を集めています。

**一円玉募金** 寄付先は全青色女性部役員で検討され、承認を得て毎年どこに送付するかが決められます。

- 今までの送付先: 東日本大震災義援金・中越沖地震義援金・宮崎県口蹄疫被害義援金等

**使用済み切手** 各会女性部から集められた使用済み切手は全青色で一括して東京青梅市にあります盲老人ホーム聖明園に送ります。

- 聖明園は目の不自由なお年寄りが主に暮らしている場所で、使用済み切手はこの老朽化した聖明園寿荘の建て替え資金の一部として使われています。

回収先: 当会事務所にて(随時受付けております)

### ※自主点検チェックシートをご活用下さい※

平成30年も残すところあと僅かとなりました。今回のたよりに「自主点検チェックシート」を同封いたしましたので、ご自分の記帳(決算)内容についての見直し・確認にご利用下さい。

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

## 制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室) 小規模共済 検索

次回発行日  
2019年1月 新年号

確定申告のご案内となります  
必ず開封の上、ご一読くださいませ

